

議案第 66 号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う
関係条例の整備に関する条例案

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の
整備に関する条例を次のように定めるものとする。

令和元年 11 月 29 日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(桐生市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第1条 桐生市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年桐生市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第3条中「非常勤職員(」の次に「法第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び」を加える。

(職員の分限に関する条例の一部改正)

第2条 職員の分限に関する条例(昭和27年桐生市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

- 4 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない」とあるのは「法第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の」とする。

(職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第3条 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和27年桐生市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第3条中「合計額」の次に「(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬の額(桐生市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年桐生市条例第 号)第14条及び第15条に規定する報酬の額の合計額を除く。))」を加える。

(桐生市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第4条 桐生市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年桐生市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第1条中「地方公務員法(昭和25年法律第261号)」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第2条第2項中「地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)」の次に「。以下「育児休業法」という。」を加え、同条第3項中「地方公務員法」を「法」に改め、同条第4項中「地方公務員の育児休業等に関する法律」を「育児休業法」に改める。

第18条を次のように改める。

(会計年度任用職員の勤務時間、休暇等)

第18条 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の勤務時間、休暇等については、別に条例で定める。

(桐生市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第5条 桐生市職員の育児休業等に関する条例(平成4年桐生市条例第2号)の一部

を次のように改正する。

第2条第4号ア(イ)中「(第2条の3第3号において「1歳6か月到達日」という。)」を「(以下「1歳6か月到達日」という。)(第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日)」に改める。

第2条の3第2号中「以下この条」の次に「及び次条」を加える。

第2条の4を第2条の5とし、第2条の3の次に次の1条を加える。

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

- (1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において地方等育児休業をしている場合
- (2) 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

第3条第6号中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等(以下「保育所等」という。)における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加え、同条第7号中「該当すること」の次に「又は第2条の4の規定に該当すること」を加える。

第4条中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

第7条第1項中「(非常勤職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員等」という。)を除く。))を除く。以下この条において同じ。))」を削り、同条第2項中「している職員」の次に「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。))を除く。))」を加える。

第 8 条中「した職員」の次に「(会計年度任用職員を除く。)」を加え、同条に次の 1 項を加える。

2 育児休業をした職員(会計年度任用職員を除く。)が職務に復帰した場合における号給の調整について、前項の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、同項の規定にかかわらず、あらかじめ市長と協議して、その者の号給を調整することができる。

第 11 条第 7 号中「別居したこと」の次に「、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

第 22 条第 2 号中「再任用短時間勤務職員等」を「地方公務員法第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員等」という。)」に改める。

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第 6 条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成 13 年桐生市条例第 20 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 3 号中「第 22 条第 1 項」を「第 22 条」に、「条件附採用」を「条件付採用」に改める。

(特別職の非常勤職員の報酬費用弁償に関する条例の一部改正)

第 7 条 特別職の非常勤職員の報酬費用弁償に関する条例(昭和 31 年桐生市条例第 19 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 スポーツ推進審議会の部の次に次のように加える。

スポーツ推進委員	会長	年額 52,000 円
	副会長	年額 47,000 円
	委員	年額 42,000 円

別表第 1 交通指導員の部を削る。

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第 8 条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和 27 年桐生市条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条の 2 第 2 項中「第 17 条の 6 に規定する職員及び臨時に雇用される定数外の職員並びに」を削る。

第 17 条の 6 の見出しを「(会計年度任用職員の給与等)」に改め、同条を次のように改める。

法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員の給与及び費用弁償は、別に条例で定める。

(桐生市職員退職手当支給条例の一部改正)

第 9 条 桐生市職員退職手当支給条例(昭和 32 年桐生市条例第 22 号)の一部を次の

ように改正する。

第2条第2項に次のただし書を加える。

ただし、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。

附則第19項中「平成34年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

(職員の旅費に関する条例の一部改正)

第10条 職員の旅費に関する条例(昭和27年桐生市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号に次のただし書を加える。

ただし、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員を除く。

第3条第2項に後段として次のように加える。

この場合において、地方公務員法第22条の2第1項第1号掲げる職員については、実費弁償を支給する。

(桐生市交通指導員設置条例の一部改正)

第11条 桐生市交通指導員設置条例(昭和45年桐生市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第6条中「報酬」を「報償」に改める。

(企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第12条 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年桐生市条例第55号)の一部を次のように改正する。

第17条の見出しを「(会計年度任用職員及び特別職の非常勤職員の給与)」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議 案 説 明

議案第 66 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律により、会計年度任用職員制度が創設されたことに伴い、関係する条例について所要の改正を行おうとするものです。